

第 1 3 号様式

(第 1 面)

特定建築物太陽光発電設備等設置計画書変更届出書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

郵便番号
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例第 2 5 条〔第 5 項
第 6 項〕の規定により、次のとおり届け出ます。

特 定 建 築 物 の 名 称		
特 定 建 築 物 の 所 在 地		
変 更 年 月 日		
変 更 す る 内 容	変更前	変更後
連絡担当者の氏名及び連絡先	(電話番号)	
※受付欄		

備考 1 届出書には、川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則（以下「規則」という。）に定める資料を添付してください。
2 欄内に全てを記載できない場合は、別紙により提出してください。
3 ※印の欄は記入しないでください。

(第2面)

I 特定建築物太陽光発電設備等設置計画

1 特定建築主

特定建築主の氏名又は名称 (法人にあっては、その代表者の氏名)	
住所又は主たる事務所 若しくは事業所の所在地	

2 特定建築物の名称及び所在地

特定建築物の名称	
特定建築物の所在地	

3 特定建築物の概要

新築・増築・改築の区別	☐ 新築	☐ 増築	☐ 改築
工事期間(予定)	工事着手 年 月 日	工事完了 年 月 日	
建築面積	㎡ (増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の面積)		
床面積の合計	㎡ (増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の面積)		
特定建築物の区分※1	☐ 工場等特定建築物		☐ 工場等特定建築物以外
	工場等特定建築物の床面積の合計		㎡

4 特定建築物又はその敷地に設置する太陽光発電設備等の種類及びこれにより利用することが可能な再生可能エネルギーの量並びに条例第25条第2項の規定による太陽光発電設備等の設置に代わる措置の内容

設 置 基 準 量	kW			
太陽光発電設備等の設置基準に適合するための措置	☐ 特定建築物又はその敷地への太陽光発電設備等の設置 ☐ 規則第26条第1項第1号の規定による措置 (特定建築物及びその敷地以外への太陽光発電設備等の設置) ☐ 規則第26条第1項第2号の規定による措置 (市内の既存建築物への太陽光発電設備等の設置) ☐ 規則第26条第1項第3号の規定による措置 (特定開発事業を行う区域への太陽光発電設備等の設置) ☐ 規則第26条第1項第4号又は第5号の規定による措置 ()			
太陽光発電設備等の種類及び出力とその合計※2	太陽光	kW	風力	kW
	地中熱	kW	太陽熱	kW
	バイオマス	kW	その他	kW
	合計			kW
設置基準量に対する設置する太陽光発電設備等の出力の合計の比率（達成率）			%	
太陽光発電設備等の設置基準に対する適合状況			☐ 適合する ☐ 適合しない	

備考 1 欄内に全てを記載できない場合は、別紙により提出してください。

2 □のある欄は、該当する□内にレ印を記載してください。

3 ※1印の欄の「工場等特定建築物」とは、床面積の2分の1以上を工場等(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号に規定する工場等をいう。)の用途に供する特定建築物をいいます。

4 ※2印の欄は、第3面「2太陽光発電設備等の種類及び設置により利用することが可能な再生可能エネルギーの量」の欄に記載する太陽光発電設備等の種類ごとの出力の量及びその合計を記載してください。

(第3面)

Ⅱ 太陽光発電設備等の設置基準に適合するための措置等

1 設置基準量		備 考
(1) 建築面積に0.05を乗じた面積	m ²	
(2) 太陽光発電設備設置可能面積（(1)の面積以上の場合は記載不要とする。）	m ²	
(3) (1)又は(2)のいずれか小さい面積×0.15kW/m ²	kW	
(4) 下限・上限の適用 □ 適用される（□ 下限 □ 上限） （□ 工場等特定建築物 □ 工場等特定建築物以外） □ 適用されない		
(5) 設置基準量	kW	
2 太陽光発電設備等の種類及び設置により利用することが可能な再生可能エネルギーの量		
(1) 設置量（ア、イ、ウ、エ、カの合計）	kW	
ア 特定建築物又はその敷地への設置により利用することが可能な再生可能エネルギーの量	kW	
（ア） 太陽光発電設備（定格出力）	kW	
（イ） その他の再エネ発電設備（※1）	kW	
a 風力発電設備	kW	
b バイオマス発電設備	kW	
c その他の設備（ ）	kW	
（ウ） （ア）及び（イ）以外の再エネ利用設備（※2）	kW	
a 地中熱供給設備	kW	
b 太陽熱供給設備	kW	
c バイオマス熱供給設備	kW	
d その他の設備（ ）	kW	
イ 特定建築物及びその敷地以外への設置により利用することが可能な再生可能エネルギーの量	kW	
供給方式（ ）		
（ア） 太陽光発電設備（※3）	kW	
（イ） 風力発電設備（※3）	kW	
（ウ） バイオマス発電設備（※3）	kW	
（エ） その他の設備（※3）	kW	

(第4面)

ウ 市内の既存建築物への設置により利用することが可能な再生可能エネルギーの量	kW
既存建築物の所在地 ()	
(ア) 太陽光発電設備 (定格出力)	kW
(イ) その他の再エネ発電設備 (※1)	kW
a 風力発電設備	kW
b バイオマス発電設備	kW
c その他の設備 ()	kW
(ウ) (ア) 及び (イ) 以外の再エネ利用設備 (※2)	kW
a 地中熱供給設備	kW
b 太陽熱供給設備	kW
c バイオマス熱供給設備	kW
d その他の設備 ()	kW
エ 特定開発事業を行う区域への設置により利用することが可能な再生可能エネルギーの量	kW
事業区域内建築物の所在地 ()	
(ア) 太陽光発電設備 (定格出力)	kW
(イ) その他の再エネ発電設備 (※1)	kW
a 風力発電設備	kW
b バイオマス発電設備	kW
c その他の設備 ()	kW
(ウ) (ア) 及び (イ) 以外の再エネ利用設備 (※2)	kW
a 地中熱供給設備	kW
b 太陽熱供給設備	kW
c バイオマス熱供給設備	kW
d その他の設備 ()	kW
オ 特定建築物又はその敷地への設置が困難な理由 (市長が認める場合に限る。)	
[]	
カ 太陽光発電設備等の設置に代わる措置により利用することが可能な再生可能エネルギーの量	kW
(ア) 小売電気事業者からの電気の供給 (イに該当するものを除く。)により利用することが可能な再生可能エネルギーの量	kW
(イ) 非化石証書の購入等 (イに該当するものを除く。)により利用することが可能な再生可能エネルギーの量	kW
(ウ) 特定建築物又はその敷地への太陽光発電設備等の設置に代わる措置として市長が適当と認めるその他の措置により利用することが可能な再生可能エネルギーの量	kW

備考 1 欄内に全てを記載できない場合は、別紙により提出してください。

2 ※1印の欄は、年間発電電力量1,000kWh当たり太陽光発電設備1kW相当とします。

3 ※2印の欄は、年間熱供給量3,600MJ当たり太陽光発電設備1kW相当とします。

4 ※3印の欄は、年間送電端電力量 (規則第26条第2項第1号の年間発電電力量をいう。) 1,000kWh当たり太陽光発電設備1kW相当とします。

第14号様式

(第1面)

特定建築物工事完了届出書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

郵便番号
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例第25条第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

特 定 建 築 物 の 名 称	
特 定 建 築 物 の 所 在 地	
完 了 年 月 日	
連絡担当者の氏名及び連絡先	(電話番号)
※受付欄	

備考 1 届出書には、川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則（以下「規則」という。）に定める資料を添付してください。
2 ※印の欄は記入しないでください。

(第2面)

I 特定建築物太陽光発電設備等設置計画

1 特定建築主

特定建築主の氏名又は名称 (法人にあっては、その代表者の氏名)	
住所又は主たる事務所 若しくは事業所の所在地	

2 特定建築物の名称及び所在地

特定建築物の名称	
特定建築物の所在地	

3 特定建築物の概要

新築・増築・改築の区別	☐ 新築	☐ 増築	☐ 改築
工事期間	工事着手 年 月 日	工事完了 年 月 日	
建築面積	㎡ (増築又は改築をした場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の面積)		
床面積の合計	㎡ (増築又は改築をした場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の面積)		
特定建築物の区分※1	☐ 工場等特定建築物		☐ 工場等特定建築物以外
	工場等特定建築物の床面積の合計		㎡

4 特定建築物又はその敷地に設置した太陽光発電設備等の種類及びこれにより利用することが可能な再生可能エネルギーの量並びに条例第25条第2項の規定による太陽光発電設備等の設置に代わる措置の内容

設 置 基 準 量	kW			
太陽光発電設備等の設置基準に適合するための措置	☐ 特定建築物又はその敷地への太陽光発電設備等の設置 ☐ 規則第26条第1項第1号の規定による措置 (特定建築物及びその敷地以外への太陽光発電設備等の設置) ☐ 規則第26条第1項第2号の規定による措置 (市内の既存建築物への太陽光発電設備等の設置) ☐ 規則第26条第1項第3号の規定による措置 (特定開発事業を行う区域への太陽光発電設備等の設置) ☐ 規則第26条第1項第4号又は第5号の規定による措置 ()			
太陽光発電設備等の種類及び出力とその合計※2	太陽光	kW	風力	kW
	地中熱	kW	太陽熱	kW
	バイオマス	kW	その他	kW
	合計			kW
設置基準量に対する設置した太陽光発電設備等の出力の合計の比率（達成率）			%	
太陽光発電設備等の設置基準に対する適合状況			☐ 適合する ☐ 適合しない	

備考 1 欄内に全てを記載できない場合は、別紙により提出してください。

2 □のある欄は、該当する□内にレ印を記載してください。

3 ※1印の欄の「工場等特定建築物」とは、床面積の2分の1以上を工場等(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号に規定する工場等をいう。)の用途に供する特定建築物をいいます。

4 ※2印の欄は、第3面「2太陽光発電設備等の種類及び設置により利用することが可能な再生可能エネルギーの量」の欄に記載する太陽光発電設備等の種類ごとの出力の量及びその合計を記載してください。

(第3面)

Ⅱ 太陽光発電設備等の設置基準に適合するための措置等

1 設置基準量		備 考
(1) 建築面積に0.05を乗じた面積	m ²	
(2) 太陽光発電設備設置可能面積（(1)の面積以上の場合は記載不要とする。）	m ²	
(3) (1)又は(2)のいずれか小さい面積×0.15kW/m ²	kW	
(4) 下限・上限の適用 □ 適用される（□ 下限 □ 上限） （□ 工場等特定建築物 □ 工場等特定建築物以外） □ 適用されない		
(5) 設置基準量	kW	
2 太陽光発電設備等の種類及び設置により利用することが可能な再生可能エネルギーの量		
(1) 設置量（ア、イ、ウ、エ、カの合計）	kW	
ア 特定建築物又はその敷地への設置により利用することが可能な再生可能エネルギーの量	kW	
（ア） 太陽光発電設備（定格出力）	kW	
（イ） その他の再エネ発電設備（※1）	kW	
a 風力発電設備	kW	
b バイオマス発電設備	kW	
c その他の設備（ ）	kW	
（ウ） （ア）及び（イ）以外の再エネ利用設備（※2）	kW	
a 地中熱供給設備	kW	
b 太陽熱供給設備	kW	
c バイオマス熱供給設備	kW	
d その他の設備（ ）	kW	
イ 特定建築物及びその敷地以外への設置により利用することが可能な再生可能エネルギーの量	kW	
供給方式（ ）		
（ア） 太陽光発電設備（※3）	kW	
（イ） 風力発電設備（※3）	kW	
（ウ） バイオマス発電設備（※3）	kW	
（エ） その他の設備（※3）	kW	

(第4面)

ウ 市内の既存建築物への設置により利用することが可能な再生可能エネルギーの量	kW
既存建築物の所在地 ()	
(ア) 太陽光発電設備 (定格出力)	kW
(イ) その他の再エネ発電設備 (※1)	kW
a 風力発電設備	kW
b バイオマス発電設備	kW
c その他の設備 ()	kW
(ウ) (ア) 及び (イ) 以外の再エネ利用設備 (※2)	kW
a 地中熱供給設備	kW
b 太陽熱供給設備	kW
c バイオマス熱供給設備	kW
d その他の設備 ()	kW
エ 特定開発事業を行う区域への設置により利用することが可能な再生可能エネルギーの量	kW
事業区域内建築物の所在地 ()	
(ア) 太陽光発電設備 (定格出力)	kW
(イ) その他の再エネ発電設備 (※1)	kW
a 風力発電設備	kW
b バイオマス発電設備	kW
c その他の設備 ()	kW
(ウ) (ア) 及び (イ) 以外の再エネ利用設備 (※2)	kW
a 地中熱供給設備	kW
b 太陽熱供給設備	kW
c バイオマス熱供給設備	kW
d その他の設備 ()	kW
オ 特定建築物又はその敷地への設置が困難な理由 (市長が認める場合に限る。)	
[]	
カ 太陽光発電設備等の設置に代わる措置により利用することが可能な再生可能エネルギーの量	kW
(ア) 小売電気事業者からの電気の供給 (イに該当するものを除く。)により利用することが可能な再生可能エネルギーの量	kW
(イ) 非化石証書の購入等 (イに該当するものを除く。)により利用することが可能な再生可能エネルギーの量	kW
(ウ) 特定建築物又はその敷地への太陽光発電設備等の設置に代わる措置として市長が適当と認めるその他の措置により利用することが可能な再生可能エネルギーの量	kW

備考 1 欄内に全てを記載できない場合は、別紙により提出してください。

2 ※1印の欄は、年間発電電力量1,000kWh当たり太陽光発電設備1kW相当とします。

3 ※2印の欄は、年間熱供給量3,600MJ当たり太陽光発電設備1kW相当とします。

4 ※3印の欄は、年間送電端電力量 (規則第26条第2項第1号の年間発電電力量をいう。) 1,000kWh当たり太陽光発電設備1kW相当とします。

第15号様式

特定建築物工事中止届出書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

届出者
(計画書提出特定建築主)

郵便番号
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例第25条第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

特 定 建 築 物 の 名 称	
特 定 建 築 物 の 所 在 地	
中 止 年 月 日	
中 止 す る 理 由	
連絡担当者の氏名及び連絡先	(電話番号)
※受付欄	

備考 ※印の欄は記入しないでください。

第16号様式

(第1面)

中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例第26条第4項の規定により、次のとおり提出します。

制 度 の 対 象 区 分	☐ 特定建築事業者 ☐ 特定建築事業者以外 (任意)
連絡担当者の氏名及び連絡先	(電話番号)
※受付欄	

備考 1 報告書には、川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則 (以下「規則」という。) に定める資料を添付してください。

2 □のある欄は、該当する□内にレ印を記載してください。

3 ※印の欄は記入しないでください。

(第2面)

1 特定建築事業者（条例第26条第5項の規定により提出する建築事業者を含む。以下同じ。）

特定建築事業者の氏名又は名称 (法人にあっては、その代表者の氏名)	
住所又は主たる事務所 若しくは事業所の所在地	

2 市内に新たに建設し、又は新築しようとした中小規模特定建築物の床面積の合計等

報 告 対 象 年 度	年 度		
中小規模特定建築物の 床 面 積 の 合 計 A	m ²	適 用 除 外 建 築 物 の 床 面 積 の 合 計 B	m ²
適 用 除 外 建 築 物 以 外 の 床 面 積 の 合 計 A－B	m ²		
中小規模特定建築物の数 C		適 用 除 外 建 築 物 の 数 D	
棟 数 除 外 建 築 物 の 数 E		C－D－E	

3 設置基準量に対する中小規模特定建築物等に設置する太陽光発電設備の出力の量の状況及び条例第26条第2項の規定による太陽光発電設備の設置に代わる措置の内容

設 置 基 準 量	kW					
太陽光発電設備の設置基準に適合するための措置	☐ 中小規模特定建築物等への太陽光発電設備の設置 ☐ 規則第33条第1項第1号の規定による措置 (中小規模特定建築物等への再生可能エネルギー源を利用するための設備(太陽光発電設備を除く。)の設置) ☐ 規則第33条第1項第2号アの規定による措置 (市内の既存建築物への太陽光発電設備等の設置) ☐ 規則第33条第1項第2号イの規定による措置 (特定開発事業等を行う区域への太陽光発電設備等の設置) ☐ 規則第33条第1項第2号ウの規定による措置 ()					
太陽光発電設備等の種類 及び出力とその合計	太陽光	kW	太陽熱	kW		
	地中熱	kW	その他	kW		
	合計		kW			
設置基準量に対する設置する太陽光発電設備等の出力の合計の比率(達成率)※	%					
太陽光発電設備の設置基準に対する適合状況	☐ 適合する(達成率100%以上) ☐ 適合しない(達成率100%未満) ☐ 全て基準適用対象外建築物					

備考 1 欄内に全てを記載できない場合は、別紙により提出してください。

2 □のある欄は、該当する□内にレ印を記載してください。

3 ※印の欄は、1年間に確認済証の交付を受けた全ての中小規模特定建築物が規則第32条第1項の適用除外建築物又は同条第2項各号に掲げる建築物(「棟数除外建築物」という。)(これらを「基準適用対象外建築物」という。)に該当する場合は記載しないでください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第23条の次に14条を加える改正規定(第37条第2号及び第3号に係る部分に限る。)は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日から起算して21日が経過する日までの間に、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項に規定する計画の通知がされた川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例(平成21年川崎市条例第52号。以下「条例」という。)第25条第1項に規定する特定建築物の新築等に係る条例第25条第4項の規定による提出に係る改正後の規則第27条の規定の適用については、同条中「当該特定建築物の新築等に係る建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項に規定する計画の通知をしようとする日の21日前までに」とあるのは、「令和7年4月1日以降速やかに」とする。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第20号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第128号)の一部を次のように改正する。

第9条第2号ウ中「発電所」を「発電業」に改め、同号エ中「ガス製造工場」を「ガス製造業」に改める。

第14条第1項第3号中「発電所」を「発電業」に改め、同項第4号中「ガス製造工場」を「ガス製造業」に改める。

第47条第1項第10号に次のように加える。

エ 介護医療院

別表第11六価クロム化合物の項中「0.5ミリグラム」を「0.2ミリグラム」に改め、同表備考第7項第5号中「規格K0102の65.2.1」を「規格K0102-3の24.3.1」に、「規格K0102の65の備考11のb)の1)から3)まで及び規格K0102の65.1」を「規格K0102-3の24.3.3.4のb)及び規格K0102-3の24.2」に、「規格K0102の65.2.6」を「規格K0102-3の24.3.2」に、「測定」を「検定」に改める。

別表第16六価クロム化合物の項中「0.05ミリグラム」を「0.02ミリグラム」に改め、同表備考第3項第5号中「規格K0102の65.2(」を「規格K0102-3の24.3(」に、

「規格K0102の65.2.7」を「規格K0102-3の24.3.3及び24.3.7」に、「規格K0102の65.2.6」を「規格K0102-3の24.3.2」に、「より」を「おいて」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 附則別表の左欄に掲げる排水指定物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する事業所に係る排水の規制基準は、この規則の施行の日から令和9年3月31日までの間は、改正後の規則別表第11の規定にかかわらず、附則別表の右欄に掲げる基準とする。

- 3 前項の規定の適用を受ける事業所に係る污水又は廃液を処理する事業所については、同項の規定の適用を受ける事業所の属する業種に属するものとみなす。

- 4 この規則の施行の際現に設置されている事業所(設置の工事がされているものを含む。)に係る六価クロム化合物に関する排水の規制基準は、この規則の施行の日から令和6年9月30日(この規則の施行の際現に設置されている水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第3に掲げる施設(設置の工事がされているものを含む。)を設置する特定事業場(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第6項に規定する特定事業場をいう。)にあつては、令和7年3月31日)までの間は、改正後の規則別表第11の規定及び附則第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則別表(附則第2項関係)

排水指定物質の種類	業種	許容限度
六価クロム化合物	電気めっき業	1リットルにつき 0.5ミリグラム

備考 1 この表の中欄に掲げる業種に属する事業所が同時に同欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該事業所に係る排水に含まれる六価クロム化合物に係る規制基準については、同表の右欄に掲げる許容限度を適用する。

- 2 排水の測定方法は、改正後の規則別表第11備考第7項第5号に定めるところによるものとする。

川崎市保健所の所管する規則で定める職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第21号

川崎市保健所の所管する規則で定める職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則

次の各号に掲げる条例の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯する職員の身分を示す証明書は、当該各号に定める規則の規定にかかわらず、別記様式によることができる。

- (1) 川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例(平成7年川崎市条例第8号)第19条第1項及び第2項 川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則(平成7年川崎市規則第60号)第18条
- (2) 川崎市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成13年川崎市条例第21号)第19条第1項 川崎市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則(平成13年川崎市規則第96号)第15条
- (3) 川崎市動物の愛護及び管理に関する条例(平成12年川崎市条例第21号)第9条第1項及び第2項 川崎市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第45号)第14条
- (4) 川崎市動物の愛護及び管理に関する条例第16条第1項 川崎市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則第23条

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

(第1面)

第	号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職	名		写 真
氏	名		
生年月日	年	月	
	年	月	日交付
	年	月	日限り有効
川崎市長			印

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

川崎市看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第22号

川崎市看護師等修学資金貸与条例施行規則
の一部を改正する規則

川崎市看護師等修学資金貸与条例施行規則(昭和49年川崎市規則第37号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第2号を削り、同条第3号中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に改め、同号を同条第2号とし、同条中第4号を第3号とし、第5号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市専用水道及び簡易専用水道事務取扱細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第23号

川崎市専用水道及び簡易専用水道事務取扱
細則の一部を改正する規則

川崎市専用水道及び簡易専用水道事務取扱細則(平成3年川崎市規則第61号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第24号

川崎市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

川崎市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(平成8年川崎市規則第26号)の一部を次のように改正する。

第5条中「又は法第38条の7第2項」を「、法第38条の7第2項又は法第40条の5第1項」に改める。

第17条中「同条第7項」を「同条第9項」に改める。

第17条の2中「同条第7項」を「同条第9項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(精神保健指定医による医療保護入院の期間の更新の届出)

第17条の3 法第33条第6項の規定による入院の期間の

更新に係る同条第9項の規定による届出は、医療保護入院者の入院期間更新届(第21号様式)により行わなければならない。

第18条中「第21号様式」を「第22号様式」に改める。

第19条中「第33条の7第1項」を「第33条の6第1項」に、「第22号様式」を「第23号様式」に改める。

第19条の2中「第33条の7第2項後段」を「第33条の6第2項後段」に、「特定医師による応急入院(第33条の7第2項)届及び記録」を「特定医師による応急入院(第33条の6第2項)届及び記録」に、「第22号様式の2」を「第23号様式の2」に改める。

第21条中「、同条第2項において準用する同条第1項の規定による報告は医療保護入院者の定期病状報告書(第25号様式)により」を削る。

第24条の見出し中「処遇」を削り、同条中「採ることを」の次に「命じ、又は法第40条の6第1項の規定により精神科病院で医療を受ける精神障害者に対する虐待の防止等のために必要な措置を採ることを」を加え、「処遇改善命令書」を「改善命令書」に改める。

様式目次中

「			
21	医療保護入院者の退院届	第18条	第19条の2
22	応急入院届	第19条	
22の2	特定医師による応急入院(第33条の7第2項)届及び記録	第19条の2	
23	削除		
」			

を

「			
21	医療保護入院者の入院期間更新届	第17条の3	第18条
22	医療保護入院者の退院届	第18条	
23	応急入院届	第19条	
23の2	特定医師による応急入院(第33条の6第2項)届及び記録	第19条の2	
」			

に、

「			
25	医療保護入院者の定期病状報告書	第21条	
」			

を

「			
25	削除		
」			

に、

「			
28	処遇改善命令書	第24条	
」			

を

「
28 改善命令書 第24条
」

に改める。

第8号様式を次のように改める。

第 8 号様式

措置入院決定のお知らせ

年 月 日

様

川 崎 市 長

【入院理由について】

あなたは、精神保健指定医の診察の結果、（①幻覚妄想状態 ②精神運動興奮状態
③昏迷状態 ④統合失調症等残遺状態 ⑤抑鬱状態 ⑥躁状態 ⑦せん妄状態
⑧もうろう状態 ⑨認知症状態 ⑩その他（ ））にあり、御自身を
傷つけたり、又は他人に害を及ぼしたりするおそれがあることから、（①精神保健及び精神
障害者福祉に関する法律第29条の規定 ②精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第
29条の2の規定）による入院措置（①措置入院 ②緊急措置入院）が必要であると認め
たので通知します。

【入院中の生活について】

- 1 あなたの入院中、手紙やはがきなどを受け取ったり、出したりすることは、制限なく行
うことができます。ただし、封筒に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員
と一緒に、あなたに開封してもらい、その異物を病院で預かることがあります。
- 2 あなたの入院中、次の人との電話や面会については、制限なく行うことができます。
（1）人権に関する行政機関の職員（川崎市の職員など）
（2）あなたの代理人の弁護士や、あなた又はあなたの御家族等の希望により、あなたの代
理人になろうとする弁護士
それら以外の人との電話や面会については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的
に制限することがあります。
- 3 あなたの入院中、治療上どうしても必要な場合、行動制限を受けることがあります。
- 4 入院日から7日以内に、退院後の生活環境に関し、あなたや御家族等からの御相談に応
じ、必要な情報の提供や助言、援助等を行う職員として、退院後生活環境相談員が選任さ
れます。
- 5 介護保険や障害福祉のサービスの利用を希望される場合又はその必要性がある場合、介
護や障害福祉に関する相談先を紹介しますので、退院後生活環境相談員等の病院の職員に
お問い合わせください。
- 6 もしも入院中の治療内容や生活について、あなたに不明な点、納得のいかない点があり
ましたら、遠慮なく病院の職員にお話してください。
- 7 あなたの入院中、もしもあなたが病院の職員から虐待を受けた場合、次のところに届け
出ることができます。また、もしも他の入院患者さんが病院の職員から虐待を受けたの
を見かけた場合も、次のところに通報してください。

--

【入院や入院生活に御納得のいかない場合】

あなたの入院や入院生活に納得のいかない場合には、あなた又はあなたの御家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、川崎市長に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか又は次のところにお問合せください。



なお、この措置について不服がある場合は、この措置があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この措置の取消しを求める訴えは、この措置があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

第19号様式を次のように改める。

第 1 9 号 様 式

(表)

医療保護入院者の入院届

年 月 日

(宛先)川崎市長

病 院 名

所 在 地

管理者名

次の者が医療保護入院しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「法」という。)第33条第9項の規定により届け出ます。

医 療 保 護 入 院 者	フリガナ		生 年 月 日	年 月 日生 (歳)
	氏 名	(男・女)		
	住 所			
家 族 等 の 同 意 に よ り 入 院 し た 年 月 日	年 月 日	今 回 の 入 院 年 月 日	年 月 日	
今 回 の 医 療 保 護 入 院 の 入 院 期 間	年 月 日まで	入 院 形 態		
法 第 3 4 条 の 規 定 に よ る 移 送 の 有 無	あり・なし			
病 名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー()	2 従たる精神障害 ICDカテゴリー()	3 身体合併症	
	生 活 歴 及 び 現 病 歴 〔 推定発病年月日、精神 科受診歴等を記載して ください。〕 (特定医師の診察によ り入院した場合には特 定医師の採った措置の 妥当性について記載し てください。) (陳述者氏名 続柄)			
初 回 入 院 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日(入院形態)			
前 回 入 院 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日(入院形態)			
初回から前回までの入院 回 数	計 回			
＜ 現 在 の 精 神 症 状 ＞	1 意識 (1)意識混濁 (2)せん妄 (3)もうろう (4)その他() 2 知能(軽度障害、中等度障害、重度障害) 3 記憶 (1)記銘障害 (2)見当識障害 (3)健忘 (4)その他() 4 知覚 (1)幻聴 (2)幻視 (3)その他() 5 思考			

	(1)妄想 (2)思考途絶 (3)連合弛緩 (4)減裂思考 (5)思考奔逸 (6)思考制止 (7)強迫観念 (8)その他() 6 感情・情動 (1)感情平板化 (2)抑鬱気分 (3)高揚気分 (4)感情失禁 (5)焦燥・激越 (6)易怒性・被刺激性亢進 (7)その他() 7 意欲 (1)衝動行為 (2)行為心迫 (3)興奮 (4)昏迷 (5)精神運動制止 (6)無為・無関心 (7)その他() 8 自我意識 (1)離人感 (2)させられ体験 (3)解離 (4)その他() 9 食行動 (1)拒食 (2)過食 (3)異食 (4)その他() <その他の重要な症状> 1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存() 4 その他() <問 題 行 動 等> 1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他() <現 在 の 状 態 像> 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑鬱状態 6 そう状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他()
医 療 保 護 入 院 の 必 要 性 (患者自身の病気に対す る理解の程度を含め、 任意入院が行われる状 態にないと判断した理 由について記載してく ださい。)	
入 院 を 必 要 と 認 め た 精 神 保 健 指 定 医 氏 名	署名
選 任 さ れ た 退 院 後 生 活 環 境 相 談 員 の 氏 名	
同 意 を し た 家 族 等	氏 名
	(男・女)
	続 柄
	生 年 月 日
	年 月 日生
住 所	(男・女)
	続 柄
	生 年 月 日
	年 月 日生
	1 配偶者 2 父母(親権者で ある・ない) 3 祖父母等 4 子、孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日 年 月 日) 8 市町村長
審 査 会 意 見	
措 置 内 容	

(裏)

記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 太枠内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載してください。ただし、法第34条の規定による移送が行なわれた場合は、この欄は、記載する必要はありません。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にその時の入院形態を記載してください(特定医師による入院を含みます。その場合は「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」又は「第33条の6第2項入院」と記載してください。)。なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載してください。
- 3 今回の医療保護入院の入院期間の欄は、家族等の同意により入院した日から3月を上限とした年月日を記載してください。
- 4 生活歴及び現病歴の欄は、他の診療所及び他の病院での受診歴をも聴取して記載してください。
- 5 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含むこととします。
- 6 初回入院期間及び前回入院期間は、他の病院での入院歴及び入院形態をも聴取して記載してください。
- 7 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等及び現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数箇月間に認められた病状又は状態像について、主として最近のそれに重点を置いて、該当する全ての算用数字を○で囲んでください。
- 8 入院を必要と認めた精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名してください。
- 9 同意をした家族等の氏名の欄は、親権者が両親の場合は、両方とも記載してください。
- 10 同意をした家族等の住所の欄は、親権者が両親で住所が異なる場合は、両方の住所を記載してください。
- 11 その他の選択肢は、それぞれ該当する算用数字を○で囲んでください。
- 12 二重枠内は、記載しないでください。

第22号様式の2(表)中「特定医師による応急入院(第33条の7第2項)届及び記録」を「特定医師による応急入院(第33条の6第2項)届及び記録」に、「第33条の7第4項」を「第33条の6第4項」に改め、同様式を第23号様式の2とする。

第22号様式を第23号様式とし、第21号様式を第22号様式とし、第20号様式の次に次の1様式を加える。